

## 砺波市農業委員会 9月総会議事録

開催日時 令和3年9月7日（火）午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 22名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	17番	樋掛 雅彦
4番	舘 和香子	18番	亀永 理恵
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
9番	堀田 敬三	23番	原野 敬司
10番	齋藤 徹	26番	飛田 明雄
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
12番	片山 雅喜	28番	吉田 孝夫
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登

欠席した委員 7名

6番	源通 一郎	22番	宮崎 雄介
8番	飯田 輝一	24番	前野 久
14番	川邊 孝之	25番	石田 智久
20番	山本 渉		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 津田 泰二  
主幹 宮井 輝枝

主査 瀬賀 晶子

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

## 付議案件

### 議事

議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

### 報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第2号 農業経営改善計画の認定等について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会9月総会」を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶があります。

会長 いよいよ、コシヒカリの刈り取りが始まります。

本日は、新型コロナウイルスまん延防止期間中の開催となりますが、間隔を大きく開け、感染対策を行ったうえでの開催となります。

何とぞ、慎重審議をよろしく申し上げます。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、22名が出席されています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、砺波市農業委員会会議規則第5条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の選任を行いますが、慣例により、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号4番 館 和香子委員、議席番号5番 川邊 洋委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第15号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第15号をご覧ください。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

1番から4番の譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件、つまり、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図ら

れるかどうか、農業機械の所有状況、下限面積要件、地域との調和要件のすべてを満たしております。

本議案において、1番・2番と、3番・4番が同じ譲受人となっております。

このほど、県が約2.2haの農地を収用し、調整池を整備する計画で、着工は、用地の収用が全て整い次第、始まります。

譲受人はその土地所有者で、事業用地として農地を県に売却する代わりに、同等面積の農地を代替地として取得したいと希望したことから、県が仲介し、このほど譲渡人と農地売買の話がまとまったものです。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました議案第15号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　先般、私が県の担当者から1番から4番までの案件について説明を受けましたので、説明いたします。砺波市内に十数カ所の調整池がありますが、令和5年度までを目途に整備しているとのことでした。

現在、1番・2番の代替地は、営農組合が大豆を作付し、3番・4番においても、営農組合がコシヒカリを作付しておりますが、刈り取りが終わり次第、所有者へ返還する話がまとまっているとのことでした。

譲受人は、公共事業に協力するため農地を手放しており、これまでも農業従事者ですので、代替地取得後も継続して耕作していかれると思います。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について、賛成の方は挙手願います。

委員 　（全員挙手）

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、報告第2号 農業経営改善計画の認定等について事務局より説明願います。

事務局 　（報告第1号・第2号説明）

議 長 　　ただ今、報告第1号・第2号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。質問がないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。以上をもちまして、本総会に付議された全案件を終了いたしました。これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 15)

本会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年9月7日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印